

## 平成25年度のウメ輪紋ウイルスに関する調査の概要

### 1. 調査方針

#### 〔防除区域等調査〕

ウメ輪紋ウイルスによる病気の撲滅のため、植物防疫法に基づく緊急防除の防除区域（※1）とその周辺の果樹園、公園、民家などにある植物を調査し、病気にかかった植物を特定する。

※1 東京都あきる野市・青梅市・日の出町の全域、昭島市・八王子市・羽村市・福生市・奥多摩町の一部  
兵庫県尼崎市・伊丹市・川西市・宝塚市の一部

#### 〔広域調査〕

緊急防除の防除区域以外の地域への病気のまん延を防止するため、全国の苗生産園地並びに主な果樹生産園地及び観光園地のリストを作成した上で、これら苗生産園地等にある植物を調査し、病気にかかった植物がないかどうかを確認する。

#### 〔追跡調査〕

ウメ輪紋ウイルスの感染が確認された兵庫県の緊急防除区域内のウメ等の苗生産園地から過去3年間に移動した苗等について、その所在を確認し、感染の有無を検定する。また、感染が確認された場合は、周囲の調査を実施する。

### 2. 調査の概要

#### (1) 調査対象植物

ウメ、モモ、スモモ、セイヨウスモモ、ネクタリン、アンズ、オウトウなど  
*Prunus* 属（サクラ属）の植物

#### (2) 調査時期

平成25年2月～10月

#### (3) 調査対象園地

##### 〔防除区域等調査〕

緊急防除の防除区域及びその周辺の果樹園、公園、民家など

##### 〔広域調査〕

###### ア 全国調査

防除区域等調査の対象地域を除く全国の苗生産園地や主な果樹園、公園など

###### イ 発生監視調査

平成24年度までの広域調査で感染した植物を確認した園地（※2）及びその周辺の果樹園、公園、民家など

※2 茨城県古河市及び水戸市、埼玉県新座市、東京都足立区及び小平市、滋賀県長浜市、大阪府泉佐野市及び吹田市、兵庫県三田市、西宮市及び猪名川町並びに奈良県桜井市及び奈良市

##### 〔追跡調査〕

緊急防除の開始前に防除区域から移動した調査対象植物の移動先及びその周辺の果樹園、公園、民家など

#### (4) 調査の実施方法

① 農林水産省植物防疫所の植物防疫官及び都道府県の職員等（委託した業者を含む。）が、目視により葉の病徴の有無を調査。

② 病徴が見られた植物（2.（3）アの全国調査及び委託業者が実施した調査では、病徴の有無にかかわらず、全ての植物）について、1植物あたり5枚の葉を採取。

- ③ 採取した葉は、植物防疫所がイムノクロマト法で検定。  
イムノクロマト法で陽性反応が見られたものは、LAMP法で確認検定。

### 3. 調査結果の概要

#### 〔防除区域等調査〕

対象地域に存在する13,666園地 119,896本の調査を行った結果、3都県11市町 799園地で11,593本の感染植物を確認した（表1）。

#### 〔広域調査〕

対象とした47都道府県9,914園地 123,310本の調査を実施した結果、6都府県15市区町村90園地で309本の感染植物を確認した（表2）。

今年度の調査では、三重県津市、和歌山県和歌山市、大阪府池田市、柏原市、豊中市、富田林市、東大阪市、八尾市、河南町及び千早赤阪村の3府県10市町村で新たに感染が確認された。

#### 〔追跡調査〕

過去3年間に移動したウメ及びハナモモを追跡調査した結果、全国で14カ所 計87本の植物の所在を確認した。これらを検定した結果、7カ所で計10本の感染植物を確認した。

また、感染が確認された植物の所在地を中心に半径300m内の宿主植物を調査した結果、これら以外に感染植物は確認されなかった。

### 4. 感染を確認した地域等の対応

本年10月10日に開催したウメ輪紋ウイルスに関する対策検討会における、有識者の意見を踏まえ、以下の方針で今後の防除を進めることを検討中である。

#### （1）緊急防除の防除区域の指定基準

##### ア 自然感染が広範な場合

感染が確認された植物から半径500mの円を超えてアブラムシによって感染したことが疑われる感染植物が連続して確認され、自然感染の範囲が広範と判断した場合。

##### イ ア以外の場合

次の①から③までの条件が満たされない場合。

- ① 全ての感染植物及び感染植物から半径500m内の宿主植物のうち、移動を前提に生産されている宿主植物の速やかな処分
- ② ①の処分後、少なくとも3年間の発生監視調査の実施
- ③ 感染が確認された園地における①の処分後に残存する宿主植物に対するアブラムシ防除の実施及び感染植物から半径500m内の宿主植物の移動の自粛

#### （2）処分基準の強化

##### ア 緊急防除の防除区域内

- ① 苗生産地、切り枝生産園地など
  - ・感染の有無に関わらず、移動を前提に生産されている宿主植物を全て処分。
- ② 果樹生産園地、公園、民家の庭など
  - ・感染率が10%以上の園地では、園地内の全ての宿主植物を処分。

- ・感染率が10%未満の園地では、感染植物及び隣接する少なくとも2列の宿主植物を処分。

イ 緊急防除の防除区域外

① 苗生産園地、切り枝生産園地など

- ・感染の有無に関わらず、感染が確認された園地から半径500m内の移動を前提に生産されている宿主植物を全て処分。

② 果樹生産園地、公園、民家の庭など

- ・感染率が10%以上の園地では、園地内の全ての宿主植物を処分。
- ・感染率が10%未満の園地では、感染植物及び隣接する2列の宿主植物を処分。

(3) アブラムシ防除等

感染が確認された地域では、ウメ輪紋ウイルスを伝搬するアブラムシの防除等を実施。

(4) ウメ輪紋ウイルスの感染が確認された地域の緊急防除の防除区域への指定については、本年10月の対策検討会での意見及びパブリックコメントの結果等を踏まえた上で決定。

5. その他

平成26年度も引き続き調査及び防除を実施

表 1 : 防除区域等調査の結果 (平成 2 5 年度)

(平成25年10月24日現在)

都道府県	市区町村	調査園地数	調査樹数	感染園地数	感染樹数
東京都	昭島市	349	829	0	0
	あきる野市	467	2,563	9	14
	青梅市	3,996	19,265	591	1,080
	八王子市	1,433	5,211	2	2
	羽村市	238	466	0	0
	福生市	248	697	4	7
	奥多摩町	368	1,520	8	12
	日の出町	11	117	2	2
埼玉県	入間市	461	1,374	1	1
	飯能市	892	3,185	0	0
兵庫県	尼崎市 (※1)	909	1,571	1	1
	伊丹市 (※2)	1,728	60,692	150	9,778
	川西市 (※3)	870	4,640	5	60
	宝塚市	1,696	17,766	26	636
合 計		13,666	119,896	799	11,593

※1 尼崎市の調査結果には、調査対象地域の一部に該当する兵庫県西宮市で実施した結果（感染植物なし）を含む。

※2 伊丹市の調査結果には、調査対象地域の一部に該当する大阪府豊中市で実施した結果（感染植物なし）を含む。

※3 川西市の調査結果には、調査対象地域の一部に該当する大阪府池田市で実施した結果（感染植物なし）を含む。

表 2 : 広域調査の調査結果 (平成 25 年度)

(平成25年10月24日現在)

都道府県	市区町村	調査園地数	調査樹数	感染園地数	感染樹数
茨城県	水戸市	533	5,132	1	1
東京都	足立区	76	219	1	4
三重県	津市	129	992	1	4
和歌山県	和歌山市	273	3,461	6	19
大阪府	池田市	322	3,866	6	45
	柏原市	102	165	2	2
	吹田市	112	877	1	1
	豊中市	97	284	2	5
	富田林市	338	1,148	51	191
	東大阪市	22	41	1	1
	八尾市	72	149	1	3
	河南町	272	2,711	11	15
	千早赤阪村	187	577	3	5
奈良県	桜井市	375	930	2	12
	奈良市	1,121	2,207	1	1
その他		5,883	100,551	0	0
合 計		9,914	123,310	90	309